

市民税課から
所得の申告に関するお知らせ

回覧

発行／調布市市民税課

☎ 042-481-
7193~7197

所得税の確定申告書 記載コーナーがなくなります

- 平成25年から、市役所の申告受付会場（2階市民ロビー）の**確定申告書記載コーナー**はなくなります。市では確定申告書の作成に関する相談などは行っておりません。
- 平成25年2月18日（月）～3月15日（金）の期間、**記入済確定申告書**のお預かりは実施いたします。

※ 確定申告用紙は平成25年1月下旬から配布いたします。

所得税の確定申告の内容や記入方法などにつきましては、**武蔵府中税務署**へご相談ください。

《問い合わせ》

武蔵府中税務署

TEL 042-362-4711

2月上旬、**税理士による無料相談会**が開催されます。

※ 詳細は市報1月20日号をご覧ください。

【所得税の確定申告書記載コーナー廃止について】

「所得税(国)の確定申告」は、平成23年分以後の各年分について、年金所得者の申告不要制度(※)が創設されました。

これに伴い、所得税の確定申告の提出が減少しました。一方でこれらの方々が「市民税・都民税の申告(市)」を提出されることが増加したため、申告期間における「市民税・都民税の申告(市)」の受付窓口を充実させて対応することが必要となっています。

そこで、申告受付会場のレイアウトを変更して対応するため、従来設けておりました、確定申告書記載コーナー(机・イスの設置・案内員の配置)を取り止めることとしたものです。

なお、添付書類の貼付などの作業台として若干の机等は設置いたします。

※ 年金所得者の申告不要制度（所得税法第121条）

平成23年分以後の各年分について、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました

【武蔵府中税務署のご案内】

所得税(国税)の確定申告の内容や記入方法は税務署にお問い合わせください。調布市を所管する税務署は武蔵府中税務署になります。

武蔵府中税務署

〒183-8548 府中市本町4丁目2番地

Tel 042-362-4711(代表)

京王線分倍河原駅から徒歩5分

(調布駅から調布市役所までと同じくらいの距離です。)